裁判官大橋正春の反対意見は，次のとおりである。

私は，多数意見と異なり，平成23年大法廷判決において憲法の投票価値の平等の要求に反する状態に至っているとされた本件選挙区割りについて，憲法上要求される合理的期間内における是正がされなかったものであり，本件区割規定は憲法の規定に違反するに至っていると考えるものであるが，本件においては選挙の違法を宣言するにとどめるべきものと考える。その理由は以下のとおりである。

１　憲法の投票価値の平等の要求に反する状態（違憲状態）に至った議員定数配分の根拠規定についてもそれにつき合理的期間内における是正がされなかった場合に初めて違憲の判断を下すべきであるとするのは多数意見の引用する最高裁昭和51年４月14日大法廷判決（以下「昭和51年大法廷判決」という。）以来の中選挙区制下の当審の判例とするところであるが，その理由とするところは，人口の異動がその性質上可変性を有し，上記違憲状態そのものについても更に変化が予想されること，上記の人口の異動に応じてその都度定数配分等の手直しをすることが政治の安定性の要請の面からみて必ずしも望ましくないということにあり，これらの点を考慮して改正の要否及び時期を決定するについても立法府が一定程度の裁量権を有することや事柄の性質上かかる改正の実現にはある程度の期間が必要とされること等をしんしゃくして，是正措置が講ぜられてしかるべき時期を経過するまでは当審として違憲判断を下すことは相当でないとするものである。これは，私の理解するところによれば，立法府の不作為責任それ自体，ひいてはこれとの関連における立法府の故意又は過失の有無を問題とするものではなく，したがって，議員定数配分が違憲状態にあることに対して十分な認識を有しなかったことにつき国家に咎められるべき点があったかどうかは本来上記判断とは直接の関係がないものと解される（多数意見の引用する最高裁昭和58年11月７日大法廷判決における裁判官中村治朗の反対意見参照）。なお，本件は中選挙区制下の議員定数配分規定ではなく小選挙区制下の区割規定の憲法適合性が問題となっている事案であるが，上に述べたところは小選挙区制下の区割規定についても同様に適用されるべきものと解される。

合理的期間の性質が上記のものであると解される以上は，その起算点は，本来は違憲状態が生じた時とすべきものであり，立法府の認識の有無は原則として無関係となるものと考えられる。しかし，本件のように，当審が合憲の判断を下していた選挙区割りについてその後の事情の変更を踏まえて違憲状態に至ったとの判断をする場合には別異に解し，当審の違憲状態の判断を立法府が知り又は知り得た時から起算するのが相当である。当審が合憲とした選挙区割りにつき，当審の違憲状態との判断がなされていない段階において立法府が是正作業を開始すべきことを前提として合理的期間の経過の有無を判断するとすれば，当審として矛盾した態度を示すことになり，当審の判断に対する信頼性の維持の観点からも許されるものではない。

また，上記合理的期間は機械的・一律に判断されるものではなく，具体的事情の下で個別的に判断されるべきものである。例えば，当該選挙区割りについて違憲状態にあるとの当審の判断に先立って当審判決の少数意見としてこれを違憲状態にあるとの見解が表明されている場合には，立法府にはあらかじめ検討する機会が与えられていると考えられるので，合理的期間の始期は違憲状態の判断がなされた時となるとしても，合理的期間を短く判断する方向に働く一要素となり得るものと考える。そして，当該選挙区割りが違憲状態にあるとの当審の判断がなされている場合には，憲法尊重擁護義務を負う国会議員（憲法99条）から構成される立法府が，法令等の憲法適合性について決定する権限を有する終審裁判所（憲法81条）の判断を尊重し，区割規定を速やかに憲法の投票価値の平等の要求に適合する状態に是正する義務を負うことは当然であり，この意味で立法府の選挙制度の仕組みの具体的決定についての裁量権は大きく限定され，これらは合理的期間の判断において重要な判断要素となる。さらに，合理的期間は，立法府が問題の根本的解決のために真摯な努力を行っていることを前提として判断されるべきものである。

２　多数意見の引用する最高裁平成19年６月13日大法廷判決（以下「平成19年大法廷判決」という。）は，平成17年９月11日実施の総選挙の時点では，なお１人別枠方式を維持することにある程度の合理性があると判示しており，平成23年大法廷判決が初めて１人別枠方式及びこれに基づく選挙区割りは憲法の投票価値の平等に反するに至ったものと判示したのであるから，合理的期間の始期は平成23年大法廷判決が言い渡された時，すなわち平成23年３月23日ということになる。

なお，１人別枠方式については，多数意見の引用する最高裁平成11年11月10日各大法廷判決において既にこれを違憲とする５名の裁判官の反対意見が付され，その後も平成13年（行ツ）第223号同年12月18日第三小法廷判決・民集55巻７号1647頁では１名の裁判官の反対意見，平成19年大法廷判決では憲法の趣旨に沿うとはいい難いとする４名の裁判官の見解，違憲とする２名の裁判官の反対意見が付されている。

３　平成23年３月23日の平成23年大法廷判決から平成24年12月16日の本件選挙まで約１年９か月（634日）が経過しているが，この間に，平成23年大法廷判決で違憲状態にあるとされた本件選挙区割りについて，その前提となる１人別枠方式に基づいて定められた本件区割規定の改正による改定はなされることなく，本件選挙は違憲状態にあるとされた選挙区割りによって実施された。この間の立法府による本件選挙区割りの違憲状態解消のための取組の概要は，多数意見２項⑸から⑺までの記載のとおりである。

４　前回の平成21年選挙当時，１人別枠方式及びこれに基づく本件選挙区割りが憲法の投票価値の平等の要求に反する状態に至っていたことは，平成23年大法廷判決が説示するとおりであり，その旨を判示した同判決が言い渡された以上，立法府としては可及的速やかにその是正を図ることが求められるものであり，また，１人別枠方式については前記２のとおり平成19年大法廷判決等のこれを合憲とする判決においてもその違憲性を指摘する反対意見が付されているとの事実は，本件における合理的期間の判断に際し考慮されるべき一要素となり得るものと考える。

本件では，１人別枠方式を廃止する法改正が成立したのは平成24年11月16日（各都道府県の小選挙区数の０増５減も同時に成立）であり，平成23年大法廷判決から約１年８か月が経過している。そして，同改正に基づく区割り改定案を区画審が勧告したのはその約４か月後の平成25年３月28日であり，同勧告に基づく区割規定の改正がされたのはその３か月後の６月24日である。すなわち，１人別枠方式の廃止から約７か月で区割規定の改正が行われており，１人別枠方式を廃止する法改正作業が平成23年大法廷判決言渡し直後から真摯に行われていたとするならば，本件選挙までの約１年９か月の間に区割規定の改正は十分に可能であったものと考えられ，この間に違憲状態を是正しなかったことについて合理的期間を経過していると評価することが，選挙制度の改正を含めてその仕組みの具体的決定についての立法府の裁量権を侵害するものということはできない。平成23年大法廷判決言渡し時点では，既に平成22年国勢調査の結果による人口が官報で公示されており，区画審は旧区画審設置法４条１項により平成24年２月25日までに区割り改定案を勧告すべきものとされていたが，１人別枠方式の廃止がない以上は平成23年大法廷判決の指摘する憲法の投票価値の平等の要求に反することのない区割り改定案の策定は不可能であったのであるから，立法府としては喫緊の課題として１人別枠方式の廃止を優先的に実行する憲法上の義務を国民に負うことになったということができる。しかるに，平成23年大法廷判決言渡し後約７か月後の平成23年10月19日になってようやく各党協議会での議論が開始され，その約１年１か月後の平成24年11月16日になって１人別枠方式を廃止する改正法が成立したのであり，この間の立法府の活動を見ても，憲法適合性回復のための立法作業の遅れを正当化する事情を認めることはできない。

また，本件選挙の直前である平成24年11月16日に１人別枠方式の廃止及び各都道府県の選挙区数の０増５減を内容とする改正法が成立し，平成25年６月24日に区割規定の改正法が成立したことは，本件選挙までの間に合理的期間が経過したとの認定の妨げとなるものではない。１人別枠方式の廃止は，立法府が優先的に実行すべき課題で，他の選挙制度の改革とは別個に取り組むべきものであり，選挙制度の抜本的改革を理由にその実現を遅らせることは許されるものではない。仮に，１人別枠方式の廃止についても他の選挙制度の抜本的改革と同時に行うことが立法府の裁量の範囲にあるとすることができるとしても，本件選挙当時までに憲法に適合する区割規定を含む抜本的改革案についての具体的な審議が進展し，遠くない時期までに改革法案が成立していることが条件となる。これを本件についてみると，平成25年６月24日に成立した改正法は，区割規定の改正にとどまるものであり，その内容は平成22年国勢調査人